

【参考資料2】

臨時的に配偶者等と共に居住する場合に係る単身赴任手当の取扱い事例

<単身赴任手当を支給されていた職員についての事例>

- ① 単身赴任手当を支給されていた職員が、研修により自宅に転居、研修終了後、再び単身となった事例（認定可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H22.3.31	本庁勤務	札幌市（自宅）	札幌市（自宅）	—	
H22.4.1	上川に異動	旭川市（公宅）	//	○	
H22.10.1	札幌市で研修（1年間）	札幌市（自宅）	//	×	支給終了
～H23.9.30		※公宅返納			↓
H23.10.1	研修終了、上川で勤務	旭川市（公宅）	//	×	支給の中断
				↓	別居
				○	支給再開

- ② 単身赴任手当を支給されていた職員の配偶者が、産前休暇に伴い職員の住宅に転居、配偶者の育児休業終了後、職員が再び単身となった事例（認定可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H21.3.31	本庁勤務	札幌市（公宅）	札幌市（公宅）	—	
H21.4.1	職員が上川に異動	旭川市（公宅）	札幌市（借家）	○	
H21.10.1	配偶者が産前・産後休暇及び育児休業（2年間）に伴い、職員の住居に転居	//	旭川市（公宅）	×	支給終了
～H23.9.30			※住宅引払い		↓
H23.10.1	育児休業終了により、配偶者が復職	//	札幌市（借家）	×	支給の中断
				↓	別居
				○	支給再開

- ③ 単身赴任手当を支給されていた職員が、病気療養により自宅に転居、療養終了後、再び単身となったが支給対象外とされていた事例（認定可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H20.3.31	本庁勤務	札幌市（自宅）	札幌市（自宅）	—	
H20.4.1	上川に異動	旭川市（公宅）	//	○	
H20.10.1	札幌市で病気療養（1年間）	札幌市（自宅）	//	×	支給終了
～H21.9.30		※公宅返納			↓
H21.10.1	病気療養終了、上川で復職	旭川市（公宅）	//	×	支給の中断
H23.4.1	※運用通知改正	//	//	×	↓
				○	支給再開

<単身赴任手当を支給されていない職員についての事例>

- ④ 職員の配偶者が産前休暇に伴い職員の住宅に転居、配偶者の育児休業終了後、職員が再び単身となった事例（認定不可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H22.3.31	本庁勤務、配偶者は旭川市で就業（別居のまま結婚）	札幌市（公宅）	旭川市（借家）	—	
H22.4.1	配偶者が産前・産後休暇及び育児休業（1年間）に伴い、職員の住居に転居	//	札幌市（公宅）	—	
～H23.3.31			※住宅引払い		
H23.4.1	育児休業終了により、配偶者が旭川市で復職、職員は胆振に異動、室蘭市に転居	室蘭市（公宅）	旭川市（借家）	×	

※ 配偶者の育児休業中、職員は配偶者と共に居住しているが、配偶者と同居するものとして取り扱わない。

- ⑤ 職員が産前休暇に伴い配偶者の住宅に転居、職員の育児休業終了後、再び単身となった事例（認定不可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H22.3.31	職員本庁勤務、配偶者は旭川市で就業（別居のまま結婚）	札幌市（公宅）	旭川市（借家）	—	
H22.4.1 ～H23.3.31	産前・産後休暇及び育児休業（1年間）に伴い、配偶者の住居に転居	旭川市（借家） ※公宅返納	//	—	
H23.4.1	育児休業終了と同時に職員は胆振に異動、室蘭市に転居	室蘭市（公宅）	//	×	

※ 育児休業中、職員は配偶者と共に居住しているが、配偶者と同居するものとして取り扱わない。

- ⑥ 単身赴任手当を支給されていない職員が、研修により自宅に転居、研修終了後、再び単身となった事例（認定可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H22.3.31	本庁勤務	札幌市（自宅）	札幌市（自宅）	—	
H22.4.1	空知に異動	岩見沢市（公宅）	//	×	自宅から60km未満
H22.10.1 ～H23.3.31	札幌市で研修（6ヶ月間）	札幌市（自宅） ※公宅返納	//	—	
H23.4.1	研修終了、上川に異動	旭川市（公宅）	//	○	自宅から60km以上

※ 通勤困難の基準を満たさないため、単身赴任手当を支給されていなかった職員が、その後の異動に伴い通勤困難の基準を満たすこととなったため認定可能。（従前どおり）

- ⑦ 単身赴任手当を支給されていない職員が、研修により自宅に転居、研修終了後、再び単身となった事例（認定可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H21.3.31	本庁勤務	札幌市（自宅）	札幌市（自宅）	—	
H21.4.1	空知に異動	岩見沢市（公宅）	//	×	自宅から60km未満
H21.10.1 ～H22.9.30	札幌市で研修（1年間）	札幌市（自宅） ※公宅返納	札幌市（自宅）	—	
H22.4.1	配偶者が旭川市に転勤	//	旭川市（借家）	×	
H22.10.1	研修終了	岩見沢市（公宅）	//	×	
H23.4.1	胆振に異動	室蘭市（公宅）	//	○	自宅から60km以上

※ 通勤困難の基準を満たさないため、単身赴任手当を支給されていなかった職員が、その後の異動に伴い通勤困難の基準を満たすこととなったため認定可能。（従前どおり）

- ⑧ 単身赴任手当を支給されていない職員が、配偶者に係る研修により、配偶者と共に居住、配偶者の研修終了後、再び単身となった事例（認定不可の事例）

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
～H21.3.31	本庁勤務	札幌市（自宅）	札幌市（自宅）	—	
H21.4.1	配偶者が岩見沢市に転勤	//	岩見沢市（借家）	—	
H21.10.1 ～H22.9.30	配偶者が札幌市で研修（1年間）	//	札幌市（自宅） ※住宅引払い	—	
H22.4.1	上川に異動	旭川市（公宅）	//	×	
H22.10.1	配偶者研修終了	//	岩見沢市（借家）	×	
H23.4.1	配偶者が室蘭市に転勤	//	室蘭市（借家）	×	

※ 配偶者の研修中、職員は配偶者と共に居住しているが、配偶者と同居するものとして取り扱わない。
 ※ 職員はH21.4.1に配偶者が異動した際に既に別居していることから、H22.4.1の配偶者との別居は、異動に伴うものではない。